

令和 8 年度の進め方について

1. これまでの取組

(1) 府中市バリアフリー基本計画の策定

府中市では、誰もが円滑に移動し、施設の利用ができるよう、面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的として、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とする府中市バリアフリー基本計画（以下「基本計画」といいます。）を、令和 7 年 1 月に策定しました。基本計画では、バリアフリー化の基本方針として次の 4 項目を定めています。（基本計画 p39）



令和7年1月
府中市

府中市バリアフリー基本計画 基本方針

誰もが利用しやすい公共交通機関を目指します。

鉄道、バス、タクシーのバリアフリー化の推進

誰もが利用しやすい生活基盤を目指します。

建築物、駐車場、都市公園等のバリアフリー化の推進

誰もが歩きやすいまちを目指します。

道路、信号機等の都市基盤の面的なバリアフリー化の推進

誰もが互いに理解し、支え合うまちを目指します。

市民一人一人の心のバリアフリーの推進による社会的障壁の除去及び共生社会の実現

(2) 移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の設定

基本計画では、バリアフリー化の促進を図る地域として、市域全域を「移動等円滑化促進地区」として設定したうえで、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施する地域として、府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺、分倍河原駅周辺、東府中駅周辺、中河原駅周辺の 4 地区 6 駅を、「重点整備地区」として定めています。（基本計画 p49 など）

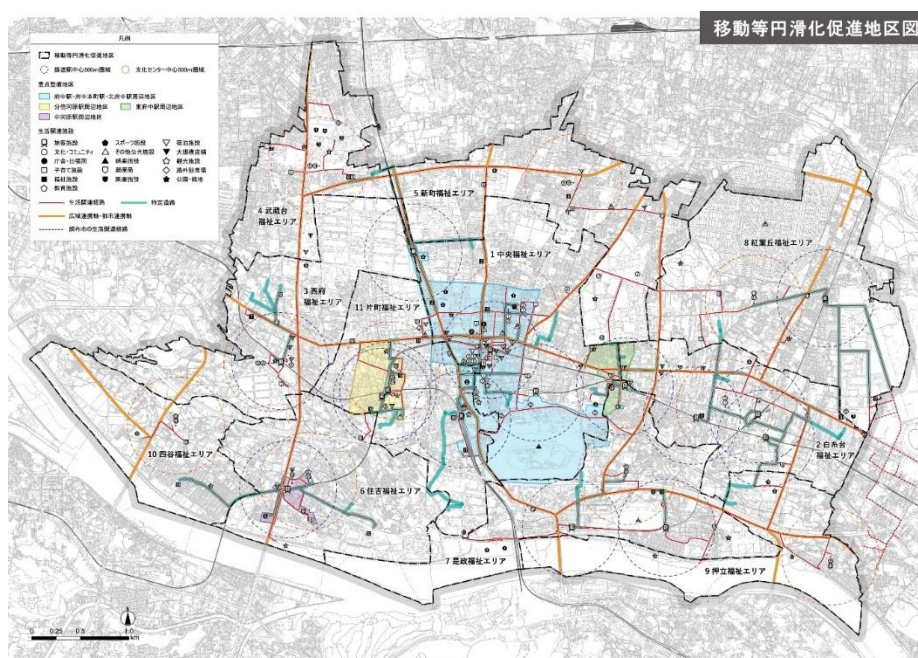


図 移動等円滑化促進地区図

(3) 特定事業計画の取りまとめ

基本計画に基づき、重点整備地区内において各施設設置管理者等が実施する具体的な事業である特定事業を市が取りまとめ、「府中市バリアフリー基本計画特定事業計画」として令和8年3月に公表しました。



2. 計画の推進に向けた取組

基本計画の実現に向けた取組として、以下の5つを実施していきます。（基本計画 p171）

- (1) 市民及び関係事業者への本計画の周知・啓発
- (2) 特定事業計画の作成及び特定事業等の実施
- (3) 施設設置管理者間の連携
- (4) 本計画策定後の市民参加の推進
- (5) 届出制度によるバリアフリー化

また、推進協議会を引き続き設置し、本計画に基づく特定事業計画の作成（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の PDCA サイクルに基づき、本計画の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進していきます。（基本計画 p173）

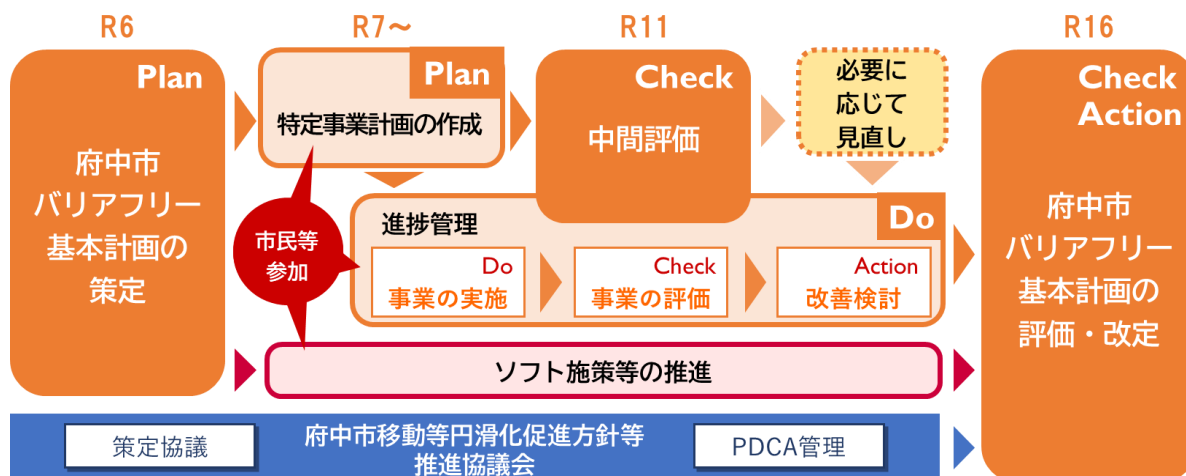


図 スパイラルアップの流れ

3. 令和8年度の取組方針

令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間としている基本計画の段階的かつ継続的な発展を推進する（基本計画 p173）ため、今後の基本計画の進捗管理と評価検証にあたっては、年度ごとにテーマを設定し進めていきます。

今年度は、昨年度の協議会において、「協議会における相互理解を深め市民に発信することで、心のバリアフリーの推進につなげる」点を掲げたことや、市のシンボルであるけやき並木通りにおいて今後歩道補修工事が予定されていることを踏まえ、次の通りテーマを設定します。

テーマ① 協議会委員間の相互理解

テーマ② 府中駅周辺における特定事業の点検

各テーマの具体的な取組は、以下の図に示すとおりです。

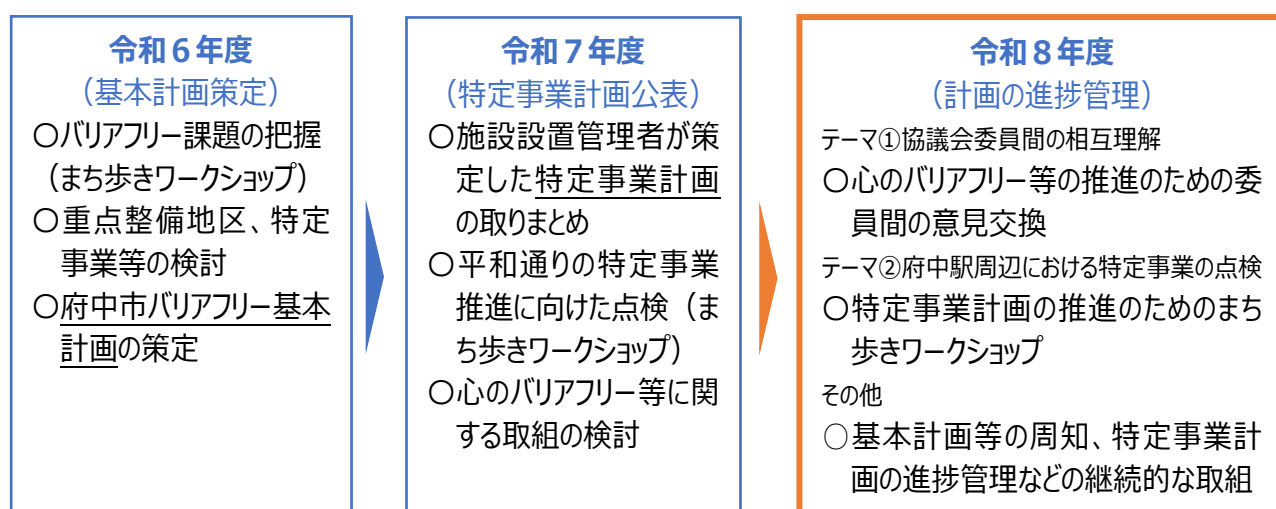


図 主な検討内容

4. 実施体制

これらの取組は、以下の体制で実施します。

推進協議会 (本協議会)	事業者が作成した特定事業計画の進捗や、市民部会による取組、心のバリアフリー等に関する取組について協議をするとともに、それらの実績の評価・検証を行い、基本計画に基づく市内のバリアフリー化の推進を図ります。
市民部会	特定事業等を推進するためのまち歩きワークショップ等を実施し、今後の市内の特定事業及びソフト施策等の推進を図ります。
施設設置 管理者等	基本計画に基づき施設設置管理者等が作成した特定事業計画を推進し、進捗状況を市に報告します。(事務局で状況を照会し取りまとめ)
事務局	協議会運営をはじめ各種の調整や事業推進の支援、庁内連携、その他手続きを行います。

5. 今年度のスケジュール（予定）

